



Marriage New Life

新婚さんの新生活を 応援します

結婚を機に姫路市で新しい生活をスタートさせるご夫婦へ
新居の住宅購入費やリフォーム費用、家賃、転居費用等を
補助します。

補助上限額 30万円

夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合は60万円



申請期間

令和7年6月2日(月) ~ 令和8年3月31日(火)

※年度末は大変込み合います。また、書類不足など不備がある場合は受付することができませんので、申請はお早めをお願いします。

主な要件

※その他の補助要件は裏面の「補助要件チェックリスト」でご確認ください。

- ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に結婚された方
- ・ご夫婦ともに婚姻した時の年齢が39歳以下
- ・令和6年1月1日から令和6年12月31日までのご夫婦の所得の合計が500万円未満
※ご夫婦の所得合計が500万円以上で、貸与型奨学金を返済していた場合は、令和6年中に返済した額を所得から控除して計算します。
- ・夫婦の双方又は一方が補助金の対象住居に住民登録を行っており、交付申請日より2年以上継続して姫路市に住む意思がある方

対象経費

令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に支払った費用のうち以下のもの

住居費用



- ・住宅を取得した場合の購入費
- ・住宅の増改築等を行った場合のリフォーム費用
※住宅の購入費・リフォーム費のローン支払については、3ヶ月分を上限とし住宅ローン手数料及び利息は除きます。
- ・住宅を賃借した場合の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料
※賃料、共益費は3ヶ月分が上限です。

転居費用



- ・引越業者、運送業者へ支払った引越し費用
※運輸局の許可を受けた運送業者へ支払った引越し費用が対象です。

姫路市こども総務課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
☎079-221-1521

✉shoushika@city.himeji.lg.jp

メール



姫路市結婚新生活支援

検索

ホームページ



Q&A

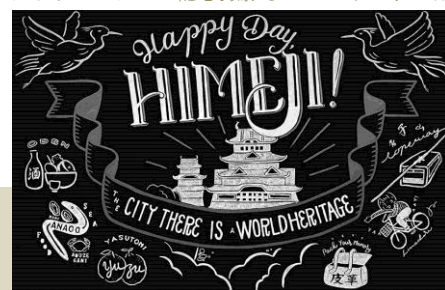


■ 補助要件チェックリスト

※表面【主な要件】以外の補助要件は下記のとおりです。
要件をすべて満たすご夫婦のみ補助金の交付対象となります。

- ☐ 姫路市、国または他の地方公共団体による住居費、転居費用に対する補助金、その他の金銭的給付を受けていない。 ※(例)子育てグリーン住宅支援事業などの補助制度とは併用できません。その他、補助制度の併用については個別にご相談ください。
- ☐ 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない。
- ☐ 婚姻前に住宅取得、住宅リフォームをした場合、その発注契約日が婚姻日から1年以内である。
- ☐ 婚姻前に引越をした場合、その引越日が婚姻日から1年以内である。
- ☐ 住宅取得に係る売主、住宅リフォームに係る施工者、住宅賃借に係る貸主(不動産仲介業者を介する場合を除く)が個人である場合、当該個人が夫婦と2親等以内の親族ではない。
- ☐ 交付申請の時点において姫路市税を滞納していない。
- ☐ 暴力団員ではない。
- ☐ 姫路市が実施する少子化対策事業に関するアンケート調査に協力する。

住民窓口センター（市役所1階）の
フォトコーナーで記念撮影なんてどうですか!?



※補助金を申請するにあたり、姫路市ホームページに掲載の「姫路市結婚新生活支援補助金に関するQ&A」
(表面下部の「Q&A」QRコードからアクセス)を必ずご確認ください。

■ 申請の手順



申請者

※誠に恐れ入りますが、申請は郵送ではなく、こども総務課へ持参してください。

① 申請書の提出（申請に必要な書類は以下のとおりです）

全ての世帯

- ① 姫路市結婚新生活支援補助金交付申請書 **HP**
- ② 姫路市結婚新生活支援補助金に係る誓約書 **HP**
- ③ 婚姻届受理証明書または戸籍謄本
※外国方式の婚姻の場合、外国が発行する結婚証明書では受付できませんのでご注意ください。
- ④ 住民票
- ⑤ 所得証明書〔令和6年中の所得額を証明する書類〕
- ⑥ 滞納無証明書〔姫路市税に滞納がないことを証明する書類〕
- ⑦ 住宅手当支給証明書 **HP**
※勤務先から住宅手当等の支給を受けていない場合も必要です。
※雇用契約がアルバイト等の場合も必要です。

HP 姫路市のホームページに様式があります

申請内容に応じた必要書類

- 【住宅を新築、リフォームした場合】
物件の工事請負契約書＋領収書の写し
※ローン返済分を申請する場合、ローン返済計画表も必要です。
※リフォームの場合、リフォーム内容が分かるものも必要です。
- 【住宅を購入した場合】
物件の売買契約書＋領収書の写し
- 【賃貸住宅に入居している場合】
物件の賃貸借契約書＋領収書の写し
- 【引越をした場合】
引越費用に係る領収書の写し
- 【ご夫婦の所得の合計額が500万円以上で、令和6年中に貸与型奨学金を返済していた場合】
貸与型奨学金の返還額がわかる書類

② 交付の決定（結婚新生活支援補助金交付決定通知書）



市役所



申請者

③ 請求書の提出（結婚新生活支援補助金交付請求書、相手方登録申出書）

④ 口座振込み（請求書の提出から概ね1ヶ月程度）



市役所